

日 廃 振 セ 発 第 61 号
令 和 4 年 7 月 21 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 正会員
会 長 殿

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理 事 長 関 荘 一 郎



2022 年度「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」の開催について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの教育研修事業につきましては、平素より特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記講習会につきましては、PCB 廃棄物の収集運搬に直接従事する者を対象に、廃 PCB 等の性状に関し特に注意すべき事項などの十分な知識及び技能を修得することを目的として、下記のとおり開催することとしております。

つきましては、本講習会の開催に際し、引き続き格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、関係者が本講習会を円滑に受講できますよう周知等につきましても特段のご配慮賜りますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 講習会実施機関 : 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
2. 講習会開催の概要 : 別紙のとおり
3. 日程公表日 : 令和 4 年 8 月 1 日 (月) 9:00
4. 受付開始日 : 令和 4 年 8 月 8 日 (月) 9:00

以上

2022 年度 PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の概要

1. 講習会名 : PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会
2. 受講対象者
「PCB 廃棄物処理事業」に係る PCB 廃棄物の収集運搬に直接従事する者
※PCB 入り廃感圧複写紙等を選別し容器に収納、運搬する作業等に従事する方、試料の採取、分析業務に従事する分析機関の方、無害化処理等の業務に従事する方の受講を推奨致します。一部の自治体や銀行等では、PCB 入り感圧紙の分析、仕分け作業等の入札において、監督責任者等にこの講習会の修了を求めています。
3. 受講料 : 12,100 円 (消費税込)
4. 講習科目及び講師
 - ① PCB 廃棄物の性状及び取扱い (2 時間)
講師: 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
 - ② PCB 廃棄物の処理と収集運搬に係る基準 (2 時間 40 分)
講師: 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
 - ③ PCB 廃棄物処理事業 (中間貯蔵・環境安全事業(株)の各処理事業所の映像資料を映写) (約 30 分)
 - ④ 試験 (30 分)
5. 開催方法
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2022 年度も昨年度と引き続き、講習会は自宅、会社等で講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受ける 2 段階形式により開催いたします。
6. 受験制限
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者には最寄りの試験会場に申し込んでいただくようお願いはしますが、受験制限は設けません。
7. 講習会の受付から受験までの流れ
受講希望者は Web で講習会の試験会場の日時を選択して受講を申し込んでいただきます。(オンライン講義の関係上、書面による申込はできません。)
受講者には、当センターからテキストを送付します。
受講者は、オンライン講義を受講後、選択した日時の会場で試験を受けます。
試験に合格した受講者には従来どおりに「修了証」が交付されます。(不合格者には再試験をご案内します。)
8. 試験会場と感染防止対策
感染防止の観点から、以下の会場で感染防止対策を講じた上で実施します。
 - ① 3 密を回避するために、1 回の試験の人数を通常定員の半数程度 (最大 75 名) とし、かつ受講者間を最低 1 メートルあけた座席配置とすること。
 - ② 換気が良好で受験者が十分な間隔を置いて着席できる会場で行うこと。
 - ③ 受験者のマスク着用を必須とし、手消毒を徹底すること。
 - ④ 体調不良者の受験制限を行うこと。(発熱者等への対応)

9. 試験日程

事業所	開催地	開催日	時刻	会場	定員
東京	東京	2022年9月27日(火)	13:30	ベルサール西新宿	65
北九州	福岡	2022年11月15日(火)	13:30	(公財)福岡県中小企業振興センター	75
東京	東京	2022年12月2日(金)	13:30	KFC Hall&Rooms	75
大阪	大阪	2023年1月11日(水)	13:30	天満研修センター	75
豊田	愛知	2023年1月17日(火)	13:30	名古屋銀行協会会館	75
東京	東京	2023年1月19日(木)	9:50	KFC Hall&Rooms	75
北海道	北海道	2023年1月24日(火)	13:30	北海道経済センター	30
東京	東京	2023年2月8日(水)	13:30	ベルサール西新宿	65
大阪	大阪	2023年3月1日(水)	13:30	天満研修センター	75

10. 実施機関等

実施・受付機関：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

実施協力団体：各都道府県協会（公益社団法人全国産業資源循環連合会正会員）

◆関係条文：廃棄物処理法施行規則（抜粋）

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第10条の13第2号 申請者の能力に係る基準

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

- (1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項
- (2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い
- (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
- (4) 緊急時における連絡の方法